

議案第16号

取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

取手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、後期高齢者医療制度の加入時における住所地特例の見直しが行われたことに伴い、保険料を徴収すべき被保険者について所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

取手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。次号において同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。次号において同じ。)をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更(法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更をいう。)に係る継続入院等(同号に規定する継続入院等をいう。)の際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。次号において同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。次号において同じ。)をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更(同号に規定する特定住所変更をいう。)に係る継続入院等(同号に規定する継続入院等をいう。)の際、市内に住所を有していた被保険者</p>

け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

(普通徴収に係る保険料の納期等)

第4条 (略)

2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。次条及び第7条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。

3 (略)

付 則

第2条 (略)

(普通徴収に係る保険料の納期等)

第4条 (略)

2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条及び第7条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。

3 (略)

付 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第4期 10月16日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以降における市長が別に定める時期とする」とする。

第3条 (略)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。